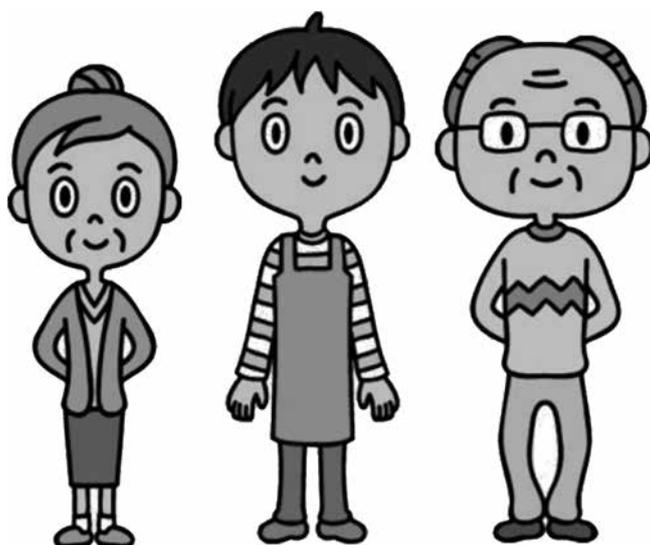


平成29年度版

東京都社会福祉協議会会員事業者等の皆様へ

在宅福祉サービス総合保険のご案内



平成29年度版の改定点

今回更新いただく在宅福祉サービス保険の従事者傷害保険、サービス利用者傷害保険、送迎中自動車傷害保険につきまして、補償内容に一部改定があります。主な改定点等は別紙『傷害保険等 商品改定のご案内』のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

保険期間：平成29年4月1日(午後4時)～平成30年4月1日(午後4時)

(ただし、約定履行費用保険・身元信用保険につきましては、平成29年4月1日(午前0時)～平成30年3月31日(午後12時)となります)
中途加入の場合は中途加入手続き完了月(毎月20日締切)の翌月1日の午前0時が始期となります。

募集締切日：平成29年3月17日(金)

※上記募集締切日までに、加入依頼書等の一式書類を東京福祉企画までご提出いただき、併せて保険料のお振込みをお願いします。

※中途加入については、随時、受け付けていますので、詳細は東京福祉企画までお問合せください。

社会福祉法人 **東京都社会福祉協議会**

在宅福祉サービス総合保険について

1. 在宅福祉サービス総合保険について

在宅福祉サービス総合保険は、サービス従事者がその活動中の偶然な事故（傷害保険については急激かつ偶然な外来の事故）により

- (1) 従事者自身がケガをした場合の「傷害保険」
- (2) サービス利用者などの他人の身体や財物に損害を与えた等で被保険者（補償を受けることができる方）が法律上の賠償責任を負った場合の「賠償責任保険」

の2つの補償がセットになった「在宅福祉サービス保険」を基本契約としています。また、任意加入契約として、次の保険があります。

- (3) 借用不動産賠償責任保険
- (4) サービス従事者感染症補償保険
- (5) サービス利用者傷害見舞金保険
- (6) サービス利用者傷害保険
- (7) 送迎中自動車傷害保険
- (8) 事業者向け現金等総合補償保険（動産総合保険 + 受託者賠償責任保険）・身元信用保険

2. 本保険の対象となる活動とは

この保険では、次のサービスが対象となります。

- 家事援助サービス
- 食事サービス
- 移送サービス
- ガイドヘルプサービス
- 障害者総合支援法における居宅における諸サービス
- 介護保険法による居宅サービス
 - 居宅介護支援サービス
 - 訪問介護・夜間対応型訪問介護サービス
- その他各居宅サービスに準じるサービス

上記各サービスを実施するため、事業主体（サービス提供団体）が主催する研修会等も活動とみなします。ただし、この場合は、研修会等の人数、時間数も含め加入依頼書を作成ください。

*無償の活動の場合は、ボランティア保険の対象となります。

3. 本保険の加入対象事業者・団体

以下の団体・事業者が事業主体（サービス提供団体）となって、上記サービスを行う場合、加入対象となります。

- 社会福祉法人
- 地方自治体
- 特定非営利活動法人
- 障害者総合支援法および介護保険法に基づく指定事業者、基準該当事業者
- その他、東京都社会福祉協議会、保険会社との協議において適当と認められる団体

*原則、個人での加入はできません。（但し、介護保険法・障害者総合支援法の基準該当事業者などの個人事業主は加入可とします）

*詳細は約款によります。本冊子でご不明な点がございましたら、最終ページのお問い合わせ先へご連絡ください。

4. ご加入内容をご確認下さい。

ご加入・更新いただく前に保険商品をご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は追記・訂正をお願いします。また更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら取扱代理店：東京福祉企画までお問い合わせ下さいませようお願いします。

本保険につきましては、一定期間の事故の発生状況等を勘案して、今後の保険料・補償等の見直しをさせていただきます。

もくじ

基本契約

① 在宅福祉サービス保険

(総合生活保険(傷害補償)就業中のみの危険補償特約付帯、
居宅介護事業者賠償責任保険)

補償概要	1	ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容	11	ページ
保険金をお支払いしない主な場合	18	ページ

任意契約

② 借用不動産賠償責任保険

(居宅介護事業者賠償責任保険
借用不動産損壊担保特約条項)

補償概要	3	ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容	12	ページ
保険金をお支払いしない主な場合	19	ページ

③ サービス従事者感染症補償保険

(約定履行費用保険)

補償概要	4	ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容	13	ページ
保険金をお支払いしない主な場合	19	ページ

④ サービス利用者傷害見舞金保険

(約定履行費用保険)

補償概要	5	ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容	13	ページ
保険金をお支払いしない主な場合	19	ページ

⑤ サービス利用者傷害保険

(総合生活保険(傷害補償)管理下中のみの傷害危険補償特約
往復途上傷害危険補償特約付帯)

補償概要	6	ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容	14	ページ
保険金をお支払いしない主な場合	19	ページ

⑥ 送迎中自動車傷害保険

(交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険)

補償概要	7	ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容	15	ページ
保険金をお支払いしない主な場合	20	ページ

⑦ 事業者向け現金等総合補償保険、身元信用保険

(動産総合保険 + 受託者賠償責任保険、身元信用保険)

補償概要	8	ページ
お支払いする保険金および お支払いする保険金の内容	16	ページ
保険金をお支払いしない主な場合	20	ページ

事故発生から保険金お支払いまでの流れ 21 ページ

契約内容に変更が生じた場合 26 ページ

東京都社会福祉協議会がご提供する団体保険制度の一覧表 27 ページ

本保険に関するお問い合わせ先 29 ページ

中途加入の場合の補償開始日は、原則手続き完了後
(毎月20日締切)の翌月1日午前0時となります。

① 在宅福祉サービス保険

(総合生活保険(傷害補償)就業中のみの危険補償特約付帯、居宅介護事業者賠償責任保険)

被保険者

(保険の対象となる方または補償を受けられる方)

(1) 従事者 傷害保険

①記名被保険者の役員・業務執行機関の構成員(住居と職場を同じくする方、就業中と否との区別が明らかでない職種の方についてはお引き受けできません。)

②記名被保険者の使用人(記名被保険者の指示に基づいて仕事を遂行する研修受講生(パートタイマー、協力会員、ホームヘルパー等の養成研修受講生)を含みます)

* ボランティアは対象外

①サービス事業を提供する事業者・団体・グループ・法人(記名被保険者)

②記名被保険者の役員・業務執行機関、構成員

③記名被保険者の使用人(記名被保険者の指示に基づいて仕事を遂行する研修受講生(パートタイマー、協力会員、ホームヘルパー等の養成研修受講生)を含みます)

* 賠償責任保険では、②③の方が被保険者に含まれるのは、記名被保険者の仕事に従事している間に限ります。

* 賠償責任保険のうち、「居宅介護支援サービスに係る経済損失賠償事故」に関する場合に限り、次の(a)、(b)の方が被保険者となります。

(a) ご加入の指定居宅介護支援事業者または指定介護予防支援事業者(記名被保険者)

(b) (a)の使用人である介護支援専門員

(2) 賠償 責任保険

保険金を支払う事故

(1) 従事者 傷害保険

サービス従事者(職員)が就業中(通勤途上を含みます)に急激・偶然・外来の事故によりケガをされた場合に、死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いいたします(政府労災の認定の有無を問いません)。

例) 職員が、業務中階段を踏み外し足をケガして、入院した。

(2) 賠償 責任保険

日本国内において発生した以下の事由に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について、保険期間中に日本国内で損害賠償請求がなされた場合に保険金をお支払いします。ただし、下記の「経済損失賠償事故」を除き、損害賠償請求の原因となった事故が初年度加入始期日(遡及日)以降に発生している場合に限りです。

①記名被保険者が所有、使用、管理する施設に起因した対人・対物事故(*)。記名被保険者によるサービス(以下、「仕事」といいます。)の遂行もしくはその結果、または記名被保険者が製造・販売・提供したサービス(以下、「生産物」といいます。)に起因した対人・対物事故(*)。【対人・対物事故】

(*)「対人事故」とは他人の身体・生命を害したことをいい、「対物事故」とは他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損)したことをいいます。

②記名被保険者が仕事の遂行にあたり、管理する他人の財物(サービス利用者宅の家具・レンタル用品等の動産)(以下、「受託物」といいます。)の損壊・紛失・詐取・盗取。ただし、被保険者が受託物の正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限って補償されます。【受託物事故】

【現金】

受託物には他人の金銭(サービス利用者等より預かった金銭)も含まれます。ただし、盗取された場合、発見・回収につとめていただくとともに、警察への届出が必要です。

【人格権侵害事故】

施設、仕事の遂行や結果、生産物に関する次の行為(不当行為)により他人の自由、名誉、プライバシーを侵害したこと。

・ 不当な身体の拘束

・ 口頭、文書、図画等による表示

【居宅介護支援サービスに係る経済損失賠償事故】

日本国内において被保険者が行う要介護認定等の申請手続きの代行、ケアプランの作成等の居宅介護支援業務の遂行に起因して、要介護状態・要支援状態にある方・特定高齢者に該当する方に対して、経済的な損失(身体障害・業務で管理する所定の書類以外の財物損壊等を伴わないもの)を生じさせたこと

上記の事故による下記の費用も補償いたします

【初期対応費用】

保険期間中に日本国内においてこの保険の対象となりうる事故が発生した場合に被保険者が負担した、事故現場への担当者の派遣費用・事故現場の保存費用等。ただし、その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限りです。

【見舞金・見舞品】

保険期間中に日本国内においてこの保険の対象となりうる対人事故が発生した場合に被保険者が負担した、被害者への見舞金・見舞品購入費用についても初期対応費用として補償します。ただし、その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限りです。

損害賠償金だけではなく、争訟費用(訴訟費用・弁護士費用等)も補償されます。

(ただし事前に引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用が対象です)

保険金額・支払限度額

(1) 従事者傷害保険

保険の種類	保険金の種類	保険金額		
		Iタイプ	IIタイプ	IIIタイプ
傷害	死亡・後遺障害保険金	550万円	800万円	1,500万円
	入院保険金日額 (事故日からその日を含めて180日以内の入院に限り180日を限度)	3,000円	5,000円	10,000円
	通院保険金日額 (事故日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日を限度)	2,000円	3,000円	6,000円
	手術保険金	〔入院保険金日額〕×〔入院中の手術は10倍、入院中以外の手術は5倍〕をお支払いします。※		

※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

(2) 賠償責任保険

免責金額 (賠償責任部分)

Iタイプ: 1請求につき **5,000円**、IIタイプ: 免責金額はありません。

高額賠償事故に備え、IIタイプへの加入をお勧め致します。

保険の種類	保険金の種類	支払限度額		
		補償タイプ	Iタイプ(免責金額5千円)	IIタイプ(免責金額0円)
賠償責任	対人・対物共通(合算)	1請求・保険期間中支払限度額	3,000万円	1億円
	人格権侵害	1名・1請求・保険期間中支払限度額	300万円	
	受託物 (うち現金)	1請求支払限度額 100万円 (1請求支払限度額 10万円)		
	経済損失(注)	1請求・保険期間中支払限度額	100万円	
初期対応費用	初期対応費用	1事故支払限度額	500万円	ただし、その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限りです。(免責金額0円)
	(うち見舞金・見舞品 購入費用)	(1事故において身体の障害を被った被害者1名につき支払限度額	10万円	免責金額0円)

(注) 経済損失賠償事故の対象となるのは公的介護保険の居宅介護支援サービス業務の遂行に起因する事故のみとなります。その他の業務については対象となりません。

介護事業者の方は『介護事業者総合保険』(10月)への加入をお勧め致します。

年間保険料

(1) 従事者傷害保険

職種級別A

Iタイプ: 1日の最高稼働従事者数^(*) × 6,580円
 IIタイプ: 1日の最高稼働従事者数^(*) × 9,900円
 IIIタイプ: 1日の最高稼働従事者数^(*) × 19,270円

+

(2) 賠償責任保険

【公的介護保険対象外在宅サービス・その他のサービス】

Iタイプ(免責金額5千円)従事者年間総活動時間 × 1時間当たり 1円

IIタイプ(免責金額0円)従事者年間総活動時間 × 1時間当たり 2円

【公的介護保険対象介護サービス】

Iタイプ(免責金額5千円)従事者年間総活動時間 × 1時間当たり 3円

IIタイプ(免責金額0円)従事者年間総活動時間 × 1時間当たり 5円

上記(1)従事者傷害保険の保険料は、団体割引15%を適用しております。

(*) 傷害保険について1日の最高稼働従事者数に変更があった場合はご連絡ください。

(*) 従事者名簿は常時備え付け下さい。

保険会社が必要と認めた場合は、従事者名簿をご提出いただく場合があります。

(*) 1日の最高稼働従事者数とは、稼働する従事者が最も多い日の1日あたりの延べ従事者の人数をいいます。

賠償責任保険は保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の確定した従事者年間総活動時間

に基づいて保険料を算出します。保険期間中の総活動時間による精算は、原則として行いません。

なお、ご申告いただいた年間総活動時間が把握可能な最近の会計年度等の年間総活動時間に不足していた場合には、申告いただいた総活動時間に基づく保険料と実際の総活動時間に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

従事者傷害保険の保険料は、職種級別A(在宅福祉サービス従事者等、職種級別B以外)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員)の方は、取扱代理店までお問い合わせください。

②借用不動産賠償責任保険

(居宅介護事業者賠償責任保険 借用不動産損壊担保特約条項)

保険金を支払う事故

日本国内で被保険者である貴事業者が業務遂行のために他人から借用している施設(以下、「借用不動産」といいます。「借用不動産」には、対象となる不動産のほか、当該不動産と一括して借用している備え付けの什器・備品を含みます。)を保険期間中に不測かつ突発的な事故により損壊した場合に当該借用不動産の貸主に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

* 「①在宅福祉サービス保険 (2)賠償責任保険」では補償の対象とはなりません。

支払限度額・年間保険料

支払限度額	保険料(1施設あたり)
1事故・保険期間中/2,000万円	14,950円
1事故・保険期間中/5,000万円	37,880円

1事故につき免責金額10万円。ただし、免責金額は、火災、破裂・爆発、給排水管・暖冷房装置等からの蒸気・水またはスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出、騒じょうおよび類似の集団行動、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為による損害には適用されません。

●ご加入にあたってのご注意

- (1) この保険は①在宅福祉サービス保険の賠償責任保険オプション契約です。ご加入にあたっては「在宅福祉サービス保険」にご加入頂く必要があります。
- (2) 借用不動産のうち、指定管理者制度によるものはこの特約では対象外となります。指定管理者制度の場合は別途取扱代理店までお問い合わせ下さい。
- (3) 借用不動産とは、次に該当する不動産をいい、これらに備え付けられ同時に賃借した什器備品を含みます。ご加入にあたっては、保険の対象とする不動産を加入依頼書に記載していただきます。
 - 被保険者が事務所、サービス施設または役員・使用人に居住させる社宅の用途に使用している借用建物またはその建物の戸室

③ サービス従事者感染症補償保険

(約定履行費用保険)

保険の内容

一定の偶然な事由(*)が保険期間中に発生した場合に、あらかじめ定められた感染症補償規定(東京都社会福祉協議会「感染症補償規程」を指します。)に基づいて、被保険者である貴事業者がその責任を実行するために補償金を負担することにより被った費用損害に対して保険金をお支払いいたします。

(*) この保険契約において、一定の偶然な事由とは、サービス従事者(被保険者の業務に従事する方のうち被保険者が作成し、保管する名簿に記載されている方)がその業務遂行に起因して細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって下記「対象となる感染症」を発症し、その直接の結果として、平常の生活ができなくなり入院もしくは通院したこと、または、発症日からその日を含めて180日以内に死亡したことをいいます。

※入院または通院は、それぞれ4日以上の場合がお支払いの対象となります。

対象となる感染症

肝炎(B型およびC型)、結核、HIV感染症(エイズ)、皮膚感染(疥癬、カンジダ症、白癬症、带状疱疹、単純ヘルペス、紅色陰癬等)、腸管感染症(コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、細菌性食中毒等)、MRSA(院内感染)、肺炎、ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、パラチフス、ジフテリア、ポリオ、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARS、コロナウイルスであるものに限ります。)

補償内容と保険金額等

(1名につき)

	補償内容	保険金額
死亡見舞保険金	死亡	100万円
入院見舞保険金	入院15日以上	5万円
	入院8日~14日以内	3万円
	入院4日~7日以内	2万円
通院見舞保険金	通院4日以上	1万円
	保険料(1名あたり)	300円

年間保険料

300円 × 全従事者数(役員を含む)
(直近の事業年度におけるもの)

ご加入に際して

(1) 本保険をご契約いただくにあたりましては、「感染症補償規程」を貴事業者が定められていることが必要です。また規程は次の要件を満たしていることが必要です。

- ①感染症罹災を補償金支給事由としていること
- ②書面(明文化されたもの)によるものであること
- ③別の保険契約約款または公的保険制度でないこと
- ④サービス従事者すべてを補償金支給対象としていること
- ⑤サービス従事者の全員に周知徹底されているものであること

(2) 別紙の東京都社会福祉協議会「感染症補償規程」に、署名・捺印の上、加入依頼書とともに提出ください。

(3) サービス従事者に感染症が発生した場合には、まず貴事業者が感染症補償規程に従って補償金を給付いただき、その後引受保険会社が貴事業者にお支払いいたします。

(4) この保険の保険金は、保険会社が定める保険約款に従って支払われますので、貴事業者が感染症補償規程に従ってサービス従事者に補償金を給付した場合でも、事例によっては、その全部または一部について保険金お支払いの対象とならない場合がございます。

ご不明な点がございましたらお問い合わせ下さい。

④ サービス利用者傷害見舞金保険

(約定履行費用保険)

基本契約の賠償責任保険では補償対象とならない傷害事故も補償

保険金を支払う事故

サービス提供中に急激・偶然・外来の事故によりケガをしたサービス利用者に対し、あらかじめ定めた「社会福祉施設等サービス約款」の約定に基づいて、被保険者（サービス事業者・団体）が見舞金を支払ったことにより被った費用損害に対して保険金をお支払いします。

補償内容と保険金額

A コース

● 死亡弔慰金	: 10万円
● 後遺障害見舞金費用	: 10万円
● 入院見舞金費用	: 3万円

年間保険料 1,220円 × 1日の最大利用者数

B コース

● 死亡弔慰金	: 10万円
● 後遺障害見舞金費用	: 10万円
● 入院見舞金費用	: 3万円
● 通院見舞金費用	: 1万円

年間保険料 3,620円 × 1日の最大利用者数

(※損害防止費用や求償権保全手続費用等の費用も保険金としてお支払いできる場合がございます。)

(*) 1日の最大利用者数は、利用者が最も多い日の1日あたりの延べ人数をいいます。昨年度の確定人数をご申告ください。

お申込みの際のご提出資料

A コースにご加入の場合→サービス約款 A の内容をご確認いただき、署名・捺印の上ご提出ください。

B コースにご加入の場合→サービス約款 B の内容をご確認いただき、署名・捺印の上ご提出ください。

約定履行費用保険ご加入に際して

- (1) 本保険契約をご契約いただくにあたりましては、サービス約款を定めていただきます。Aコースにご加入の場合はサービス約款A、Bコースにご加入の場合はサービス約款Bで約定いただきます。なお、サービス約款の内容は、サービス利用者全員に周知徹底いただきますようお願いいたします。
- (2) サービス利用者に事故が発生した場合には、まず、サービス事業者・団体がサービス約款に従って見舞金を支給いただき、その後に引受保険会社がサービス事業者・団体に保険金をお支払いいたします。
- (3) この保険の保険金は、保険会社が定める保険約款に従って支払われますので、貴施設が社会福祉施設等サービス約款に従ってサービス利用者に見舞金を支給した場合でも、事例によっては、その全部または一部について保険金お支払いの対象とならない場合がございます。
ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

⑤ サービス利用者傷害保険

(総合生活保険(傷害補償)管理下中のみ)の傷害危険補償特約往復途上傷害危険補償特約付帯)

被保険者

(保険の対象となる方)

加入福祉サービス事業者が行う在宅福祉サービス(在宅サービス・移送サービス)の利用者

保険金を支払う事故

施設のサービス利用中(往復途上を含む)および訪問サービス利用中(サービス提供者の管理下)に急激・偶然・外来の事故によりケガをされた場合に、死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いいたします。

保険金額・保険料

	保 険 金 額			
	Iタイプ	IIタイプ	IIIタイプ◎	IVタイプ◎
死亡・後遺障害保険金額	110万円	275万円	550万円	700万円
入院保険金(1日あたり) (事故日からその日を含めて180日以内の入院に限り180日を限度)	600円	1,500円	3,000円	4,200円
通院保険金(1日あたり) (事故日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日を限度)	400円	1,000円	2,000円	2,800円
手術保険金	〔入院保険金日額〕×〔入院中の手術は10倍、入院中以外の手術は5倍〕をお支払いします。※			
保険料(1名あたり)	2,860円	7,160円	14,310円	19,220円

※傷の処置や抜歯等のお支払いの対象外の手術があります。

◎Ⅲ、Ⅳタイプは、従来の移送サービス利用者傷害保険と同じ補償内容です。

*上記保険料は、団体割引10%を適用しております。

(*)利用者名簿は常時備え付け下さい。保険会社が必要と認めた場合は、利用者名簿をご提出いただく場合があります。1日の最高利用者数に変更があった場合はご連絡ください。保険料の精算が必要となります。最高利用者数が増えたにもかかわらず、故意または重大な過失によって遅滞なく通知しなかったり、最高利用者数が増えたことによる追加保険料を相当の期間内にお支払いいただけない場合は保険金を削減してお支払いすることとなります。なお、追加保険料のお支払いが相当の期間内がない場合は、ご加入が解除となることがあります。

年間保険料 = 1名あたり保険料 × 1日の最高利用者数

【サービス利用者傷害保険に加入できるサービスの例】

①介護保険法に基づくサービス

訪問介護サービス、夜間対応型訪問介護サービス、訪問リハビリテーションサービス 等

②障害者総合支援法に基づくサービス

居宅介護サービス、重度訪問介護サービス 等

③その他サービス

ガイドヘルプサービス、移送サービス 等

- 保険金は、被保険者(利用者)へのお支払いとなります。
保険金のうち、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。

⑥ 送迎中自動車傷害保険

(交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険)

被保険者

(保険の対象となる方)

ご加入時に特定した自動車に搭乗中の方全員（利用者、付添人、運転手）

* 自家用乗用車・バス（自家用車いす移動車を含む）が対象となります。

保険金を支払う事故

在宅福祉サービス保険では補償の対象とならない送迎サービス中に特定した自動車に搭乗中等の急激かつ偶然な外来の事故による搭乗者*のケガを補償します。

* 自動車の正規の乗車用構造装置（運転席・助手席・車内の座席等）のある場所に搭乗中の方をいいます。

補償内容と保険金額

死亡・後遺障害保険金額：253万円

入院保険金日額：3,009円（事故日からその日を含めて180日以内の入院に限り180日を限度）

通院保険金日額：2,000円（事故日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日限度）

手術保険金：入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。
傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

（* 上記保険料は、団体割引5%を適用しております。）

年間保険料

2,000円_(1名あたり) × 法定乗車定員

その他のご注意事項

- 保険金は、被保険者（保険の対象となる方）へのお支払いとなります。保険金のうち、死亡保険金は法定相続人にお支払します。
- 保険期間中、定員数および適用料率が同じ自動車に限り入替が可能です。代理店にご連絡下さい。
- お車が変わる場合は、必ず事前にご連絡を下さい。（定員の違う自動車に変更の場合は別途手続きが必要です）
- 自動車保険等の他の保険とは関係なくお支払いいたします。
- 同一の事故によりケガをされた被保険者数が特定された自動車の定員をこえる場合は、その割合に応じて保険金を削減してお支払いします。

⑦ 事業者向け現金等総合補償保険・身元信用保険

(動産総合保険+受託者賠償責任保険、身元信用保険)

任意契約

事業者向け現金等総合補償保険は、動産総合保険と受託者賠償責任保険で構成しております。

事業者向け現金等総合補償保険と身元信用保険は必ずセットでのご加入となりますが、事業者向け現金等総合補償保険の動産総合保険と受託者賠償責任保険は必要に応じた選択が可能となります。

従いまして、以下①～③の選択パターンでの加入方法となります。

- ① 動産総合保険+身元信用保険
- ② 受託者賠償責任保険+身元信用保険
- ③ 動産総合保険+受託者賠償責任保険+身元信用保険

保険金を支払う事故

- (1) 現金動産総合保険 (事業者の現金等に対する補償)
 事業者の現金・小切手・郵便切手、収入印紙が加入依頼書記載の施設建物内に保管中、または輸送区間(保管場所・建物へ搬入する目的で運送されている間、および保管場所・建物から搬出され運送されている間)を運送中(注)に盗難・ひったくり・火災・爆発・風水災等の不測かつ突発的な事故により損害を被った場合。
 (注) 運送中とは事業者の現金・小切手・郵便切手、収入印紙が携行、護送もしくは書留郵便によって、または貴重品であることを告げて輸送を委託する自動車便、鉄道便もしくは航空便によって、通常の輸送経路を運送されている間のことを指します。
- (2) 受託者賠償責任保険 (利用者の預かり金に対する賠償責任)
 利用者からの預かり金を保管施設内で管理している間に損壊・紛失したり、盗取・詐取された場合に、利用者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合(保険金をお支払いするのは、預り金の損壊・紛失・盗取・詐取が保険期間中に発生した場合に限ります)。
- (3) 身元信用保険
 サービス従事者(被保証人)が、被保険者(事業者)のために事務を処理するにあたり、または職務上の地位を利用して窃盗等を行い、被保険者(事業者)が損害を被った場合。

被保険者

(保険の対象となる方・補償を受けることができる方)

在宅福祉サービス団体・在宅福祉サービス事業者

補償限度額

(保険金額・支払限度額)

事業者向け現金等総合補償保険	動産総合保険部分 (保険金額：1事故につき)	100万円～1,000万円
	受託者賠償責任保険部分 (支払限度額：1事故・保険期間中)	100万円～1,000万円
身元信用保険	年間総支払限度額	200万円～2,500万円

【保険金額・支払限度額の決め方】動産総合保険保険部分の保険金額設定については、事業者の現金、小切手、郵便切手、収入印紙の合計年間最高保管金額で決定してください。また、受託者賠償責任保険部分については、利用者からの預かり金の年間で預かる金額の最高額を基準に決定してください。

年間保険料

事業者向け現金等総合補償保険 保険料表

動産総合保険部分 (保険金額：1事故につき)	保険料	受託者賠償責任保険部分 (支払限度額：1事故・保険期間中)	保険料
100万円	1,200円	100万円	1,800円
200万円	2,400円	200万円	3,600円
300万円	3,600円	300万円	5,400円
400万円	4,800円	400万円	7,200円
500万円	6,000円	500万円	9,000円
600万円	7,200円	600万円	10,800円
700万円	8,400円	700万円	12,600円
800万円	9,600円	800万円	14,400円
900万円	10,800円	900万円	16,200円
1,000万円	12,000円	1,000万円	18,000円

身元信用保険 保険料表

保険料単位：円

全従事者数	年間総支払限度額			全従事者数	年間総支払限度額		
	200万円	500万円	1,000万円		200万円	500万円	1,000万円
	保 険 料				保 険 料		
1名	2,100	3,100	4,090	51名	30,180	44,580	58,740
2名	3,360	4,970	6,540	52名	30,580	45,170	59,520
3名	4,620	6,830	8,990	53名	30,990	45,760	60,300
4名	5,880	8,690	11,450	54名	31,390	46,360	61,080
5名	7,140	10,550	13,900	55名	31,790	46,950	61,870
6名	7,640	11,290	14,880	56名	32,190	47,540	62,650
7名	8,150	12,030	15,860	57名	32,590	48,140	63,430
8名	8,650	12,780	16,830	58名	32,990	48,730	64,210
9名	9,150	13,520	17,810	59名	33,400	49,320	64,990
10名	9,660	14,260	18,790	60名	33,800	49,920	65,770
11名	10,160	15,000	19,770	61名	34,200	50,510	66,560
12名	10,660	15,750	20,750	62名	34,600	51,100	67,340
13名	11,170	16,490	21,730	63名	35,000	51,700	68,120
14名	11,670	17,230	22,710	64名	35,400	52,290	68,900
15名	12,170	17,980	23,690	65名	35,810	52,880	69,680
16名	12,680	18,720	24,670	66名	36,210	53,480	70,470
17名	13,180	19,460	25,650	67名	36,610	54,070	71,250
18名	13,680	20,210	26,630	68名	37,010	54,660	72,030
19名	14,180	20,950	27,600	69名	37,410	55,260	72,810
20名	14,690	21,690	28,580	70名	37,810	55,850	73,590
21名	15,190	22,440	29,560	71名	38,220	56,440	74,370
22名	15,690	23,180	30,540	72名	38,620	57,040	75,160
23名	16,200	23,920	31,520	73名	39,020	57,630	75,940
24名	16,700	24,660	32,500	74名	39,420	58,220	76,720
25名	17,200	25,410	33,480	75名	39,820	58,820	77,500
26名	17,710	26,150	34,460	76名	40,220	59,410	78,280
27名	18,210	26,890	35,440	77名	40,630	60,000	79,070
28名	18,710	27,640	36,420	78名	41,030	60,600	79,850
29名	19,220	28,380	37,400	79名	41,430	61,190	80,630
30名	19,720	29,120	38,380	80名	41,830	61,780	81,410
31名	20,220	29,870	39,350	81名	42,230	62,380	82,190
32名	20,720	30,610	40,330	82名	42,630	62,970	82,970
33名	21,230	31,350	41,310	83名	43,040	63,560	83,760
34名	21,730	32,090	42,290	84名	43,440	64,150	84,540
35名	22,230	32,840	43,270	85名	43,840	64,750	85,320
36名	22,740	33,580	44,250	86名	44,240	65,340	86,100
37名	23,240	34,320	45,230	87名	44,640	65,930	86,880
38名	23,740	35,070	46,210	88名	45,050	66,530	87,660
39名	24,250	35,810	47,190	89名	45,450	67,120	88,450
40名	24,750	36,550	48,170	90名	45,850	67,710	89,230
41名	25,250	37,300	49,150	91名	46,250	68,310	90,010
42名	25,760	38,040	50,120	92名	46,650	68,900	90,790
43名	26,260	38,780	51,100	93名	47,050	69,490	91,570
44名	26,760	39,530	52,080	94名	47,460	70,090	92,360
45名	27,260	40,270	53,060	95名	47,860	70,680	93,140
46名	27,770	41,010	54,040	96名	48,260	71,270	93,920
47名	28,270	41,750	55,020	97名	48,660	71,870	94,700
48名	28,770	42,500	56,000	98名	49,060	72,460	95,480
49名	29,280	43,240	56,980	99名	49,460	73,050	96,260
50名	29,780	43,980	57,960	100名	49,870	73,650	97,050

※全従事者数は全従業員（職員、パートの全人数の合計）となります。100名超の場合は、取扱代理店 東京福祉企画へお問い合わせください。

身元信用保険 保険料表

保険料単位：円

全従事者数	年間総支払限度額			全従事者数	年間総支払限度額		
	1,500万円	2,000万円	2,500万円		1,500万円	2,000万円	2,500万円
	保険料				保険料		
1名	4,830	5,340	5,660	51名	69,420	76,620	81,260
2名	7,730	8,530	9,050	52名	70,340	77,640	82,340
3名	10,630	11,730	12,440	53名	71,270	78,660	83,420
4名	13,530	14,930	15,830	54名	72,190	79,680	84,500
5名	16,420	18,130	19,230	55名	73,110	80,690	85,590
6名	17,580	19,400	20,580	56名	74,040	81,710	86,670
7名	18,740	20,680	21,930	57名	74,960	82,730	87,750
8名	19,900	21,960	23,290	58名	75,890	83,750	88,830
9名	21,050	23,240	24,640	59名	76,810	84,770	89,910
10名	22,210	24,510	26,000	60名	77,730	85,790	90,990
11名	23,370	25,790	27,350	61名	78,660	86,810	92,070
12名	24,520	27,070	28,710	62名	79,580	87,830	93,160
13名	25,680	28,340	30,060	63名	80,510	88,850	94,240
14名	26,840	29,620	31,420	64名	81,430	89,870	95,320
15名	28,000	30,900	32,770	65名	82,350	90,890	96,400
16名	29,150	32,180	34,130	66名	83,280	91,910	97,480
17名	30,310	33,450	35,480	67名	84,200	92,930	98,560
18名	31,470	34,730	36,830	68名	85,130	93,950	99,650
19名	32,620	36,010	38,190	69名	86,050	94,970	100,730
20名	33,780	37,280	39,540	70名	86,970	95,990	101,810
21名	34,940	38,560	40,900	71名	87,900	97,010	102,890
22名	36,100	39,840	42,250	72名	88,820	98,030	103,970
23名	37,250	41,110	43,610	73名	89,740	99,050	105,050
24名	38,410	42,390	44,960	74名	90,670	100,070	106,130
25名	39,570	43,670	46,320	75名	91,590	101,090	107,220
26名	40,720	44,950	47,670	76名	92,520	102,110	108,300
27名	41,880	46,220	49,020	77名	93,440	103,130	109,380
28名	43,040	47,500	50,380	78名	94,360	104,150	110,460
29名	44,200	48,780	51,730	79名	95,290	105,170	111,540
30名	45,350	50,050	53,090	80名	96,210	106,190	112,620
31名	46,510	51,330	54,440	81名	97,140	107,210	113,700
32名	47,670	52,610	55,800	82名	98,060	108,230	114,790
33名	48,820	53,890	57,150	83名	98,980	109,250	115,870
34名	49,980	55,160	58,510	84名	99,910	110,270	116,950
35名	51,140	56,440	59,860	85名	100,830	111,290	118,030
36名	52,300	57,720	61,220	86名	101,760	112,310	119,110
37名	53,450	58,990	62,570	87名	102,680	113,330	120,190
38名	54,610	60,270	63,920	88名	103,600	114,350	121,280
39名	55,770	61,550	65,280	89名	104,530	115,360	122,360
40名	56,920	62,830	66,630	90名	105,450	116,380	123,440
41名	58,080	64,100	67,990	91名	106,380	117,400	124,520
42名	59,240	65,380	69,340	92名	107,300	118,420	125,600
43名	60,400	66,660	70,700	93名	108,220	119,440	126,680
44名	61,550	67,930	72,050	94名	109,150	120,460	127,760
45名	62,710	69,210	73,410	95名	110,070	121,480	128,850
46名	63,870	70,490	74,760	96名	110,990	122,500	129,930
47名	65,020	71,770	76,110	97名	111,920	123,520	131,010
48名	66,180	73,040	77,470	98名	112,840	124,540	132,090
49名	67,340	74,320	78,820	99名	113,770	125,560	133,170
50名	68,490	75,600	80,180	100名	114,690	126,580	134,250

※全従事者数は全従業員（職員、パートの全人数の合計）となります。100名超の場合は、取扱代理店 東京福祉企画へお問い合わせください。

任意契約

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

①在宅福祉サービス保険 従事者傷害保険

※介護サービス従事者業務に就業中(通勤途上を含みます。)[急激かつ偶然な外来の事故]により、保険の対象となる方がケガ*をした場合に保険金をお支払いします。

*ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

保険金をお支払いする主な場合	
死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>
後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。</p> <p>※1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合</p> <p>▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について 180 日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>
手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1 または先進医療*2 に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院保険金日額の 10 倍(入院中の手術)または 5 倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内に受けた手術 1 回に限りです。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)</p> <p>*3 1 事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の 10 倍の額のみお支払いします。</p>
通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院(往診を含みます。)された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について 90 日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギブス等*1 を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。</p> <p>*1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸(けい)椎固定用シーネ、頸(けい)椎カラー、頸(けい)部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。</p>

①在宅福祉サービス保険 賠償責任保険

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

- ①法律上の損害賠償金
法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
- ②争訟費用
損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含まれます。）
- ③損害防止軽減費用
事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
- ④緊急措置費用
事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑤協力費用
引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
- ⑥初期対応費用
事故について、被保険者が支出した事故原因の調査費用、事故現場の取り片付け費用、事故が他人の身体障害である場合における被害者に対する見舞金・見舞品購入費用等のうち、事故に対応するために直接必要な費用。対象となる費用の詳細についてはお問い合わせください。また、費用の一部には引受保険会社の事前の同意を要するものがありますので、ご注意下さい。

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

保険金のお支払方法

- (1) <対人・対物事故、受託物事故、人格権侵害事故、経済損失賠償事故共通>
上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を控除した金額を支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
(受託物事故については、支払限度額の範囲内であっても、その受託物の時価がお支払いの限度となります。)
上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。
ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。
※事故事由によるそれぞれの支払限度額については、P.2の「保険金額・支払限度額」をご参照ください。
- (2) <初期対応費用>
上記⑥の費用は（1事故）500万円を限度にお支払いします。ただし、その内枠で、対人見舞金・見舞品購入費用は（1回の事故につき）身体の障害を被った方1名につき10万円を限度にお支払いします。

②借用不動産賠償責任保険

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

- (1) お支払いする保険金の種類
次のような損害賠償金や諸費用に対して保険金をお支払いします。
 - ①法律上の損害賠償金
法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
 - ②争訟費用
損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含まれます。）
 - ③損害防止軽減費用
事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
 - ④緊急措置費用
事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
 - ⑤協力費用
引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
- (2) 保険金のお支払い方法
 - 上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を控除して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
 - 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。
※被保険者が他人から損害賠償を受ける権利は、その損害に対して保険金をお支払いした場合において引受保険会社に移転いたしますが、この場合に引受保険会社は被保険者の役員、使用人、またはそれらの者の配偶者、同居の親族に対する権利に限り行使はしません。
なお、これらの方の故意によって生じた損害は除きます。

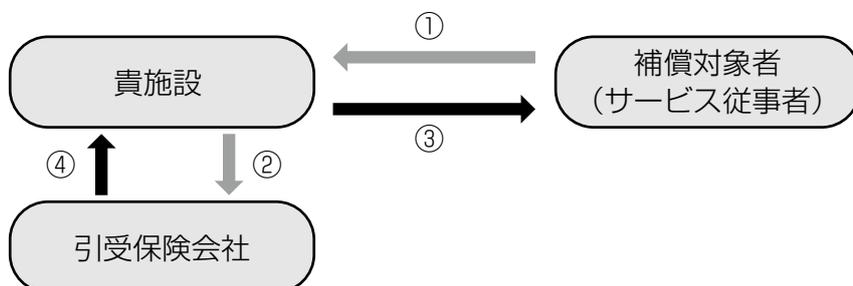
③ サービス従事者感染症補償保険

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

1. 保険期間中にサービス従事者が業務遂行に起因して細菌またはウィルス等の病原体に感染したことにより感染症を発症し、その直接の結果として発症日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、被保険者がサービス従事者の遺族に対して補償規程に基づき死亡補償金を支払ったことにより被った費用損害について保険約款に従い、被保険者に対して保険金を支払います。（死亡見舞保険金）
 2. 保険期間中にサービス従事者が業務遂行に起因して細菌またはウィルス等の病原体に感染したことにより感染症を発症し、その直接の結果として平常の生活ができなくなり、医師の管理下で入院治療した場合において被保険者がサービス従事者に対して補償規程に基づき入院補償金を支払ったことにより被った費用損害について保険約款に従い、被保険者に対して、保険金を支払います。（入院見舞保険金）
 3. 保険期間中にサービス従事者が業務遂行に起因して細菌またはウィルス等の病原体に感染したことにより感染症を発症し、その直接の結果として、平常の生活ができなくなり、医師による治療が必要で病院または診療所に通院した場合において、被保険者がサービス従事者に対して補償規程に基づき、通院補償金を支払ったことにより被った費用損害について保険約款に従い被保険者に対して保険金を支払います。（通院見舞保険金）
- （ご注意）**
- ① 感染症発症日からその日を含めて1,000日を経過した後の期間における入通院に対しては保険金をお支払いしません。
 - ② 入・通院補償金の給付を受けられる期間中に新たに別の感染症を発症しても保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
 - ③ 同一の感染症について、見舞保険金を支払うことができるのは1回に限ります。
4. 損害の発生、拡大の防止のために被保険者が支出した費用のうち、引受保険会社が必要・有益と認めた費用をお支払します（損害防止費用）。その他、引受保険会社に移転する求償権保全・行使手続きに協力いただく場合の費用もお支払い対象となります。
 5. 保険金請求の際は、保険金請求書の他、被保険者が補償金を従業員に支払ったことを証明する書類（死亡補償金の支払いについては、遺族の実印付き領収証・印鑑証明書）、サービス従事者に事故が生じたことを証明する書類（死亡診断書、労災支給決定通知書、雇災証明書、医師の診断書等）、サービス従事者本人と遺族との関係を証明する書類、その他引受保険会社が必要と認める書類等の提出が必要となります。

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

感染症補償保険 保険金お支払いの流れ



- ① 補償対象者より補償金の請求を受ける。
- ② 保険会社へ事故報告をする。保険金支払いの対象となるか否かを確認する。
- ③ 補償規程に従って事業者より補償金を対象者へ支給する。
- ④ 事業者より支払われた補償金に対し、保険約款に従って保険会社が保険金を事業者へ支払う。

④ サービス利用者傷害見舞金保険

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

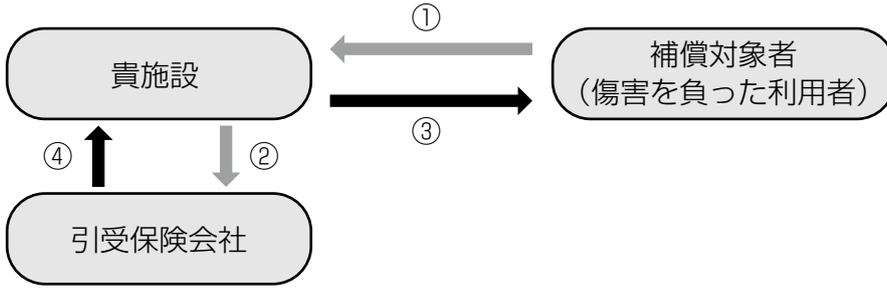
一定の偶発的な事由（*）が発生した場合に、あらかじめ定められたサービス約款の約定に基づいて、被保険者がその責任を実行するために見舞金を負担したことにより被った費用損害に対して保険約款に従い保険金をお支払いします。

（*）この保険契約において、一定の偶発的な事由とは、サービス提供を受けている間にサービス利用者が急激、偶然、外来の事故によりケガをし、その直接の結果として、死亡・後遺障害を被ること、または入院・通院（通院の場合はBコースのみ）したことをいいます。

損害の発生、拡大の防止のために被保険者が支出した費用のうち、引受保険会社が必要・有益と認めた費用をお支払します（損害防止費用）。その他、引受保険会社に移転する求償権保全・行使手続きに協力いただく場合の費用もお支払い対象となります。

※ サービス利用者が利用同意書等を被保険者に提出したのちに責任開始となります。

傷害見舞金および保険金のお支払いの流れ



- ①補償対象者より見舞金の届出を受ける。
- ②保険会社へ事故報告し、保険金支払いの対象となるか否かを確認する。
- ③事業者より見舞金を対象者へ支給する。
- ④事業者より支払われた見舞金について保険会社が保険約款に従い保険金の支払いを行う。

※保険金請求書の他、被保険者が見舞金等を利用者に支払ったことを証明する書類(死亡弔慰金の支払いについては、遺族の実印付き領収証・印鑑証明書)、利用者に事故が生じたことを証明する書類(死亡診断書、労災支給決定通知書写、雇込証明書、医師の診断書等)、利用者本人と親族等との関係を証明する書類、その他引受保険会社が必要と認める書類等の提出が必要となります。

⑤サービス利用者傷害保険

※サービス利用中(往復途上を含みます。)の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*をした場合に保険金をお支払いします。

*ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な場合	
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金額がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸(けい)椎固定用シーネ、頸(けい)椎カラー、頸(けい)部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものを除きます。

傷害補償基本特約

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

⑥送迎中自動車傷害保険

※日本国内において特定された自動車搭乗中の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*をした場合に保険金をお支払します。

*ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払します。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払します。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払します。
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払します。 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払します。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払します。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払します。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の指示により所定の部位の骨折等によりギブス等*4を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。

*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)

*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払します。

*4 ギブス等とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸(けい)椎固定用シーネ、頸(けい)椎カラー、頸(けい)部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。

⑦事業者向け現金等総合補償保険
動産総合保険（事業者の現金等に係わる保険）・受託者賠償責任保険（利用者からの預かり金に係る保険）

◀動産総合保険（現金・小切手・その他有価証券等特約条項付帯）▶

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容
<p>現金動産総合保険（<u>事業所の現金等に対する補償</u>） 事業所の現金・小切手・郵便切手、収入印紙が加入依頼書記載の施設建物内に保管中、または輸送区間（保管場所・建物へ搬入する目的で運送されている間、および保管場所・建物から搬出され運送されている間）を運送中(注)に盗難・ひったくり・火災・爆発・風水災等の不測かつ突発的な事故により損害を被った場合。 (注) 運送中とは事業所の現金・小切手・郵便切手、収入印紙が携行、護送もしくは書留郵便によって、または貴重品であることを告げて輸送を委託する自動車便、鉄道便もしくは航空便によって、通常の輸送経路を運送されている間のことを指します。</p> <p>お支払保険金の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 損害保険金 お支払する損害保険金は保険価額（時価額）に基づき算定し、保険金額（ご契約金額）を限度にお支払いします。 損害保険金 = (損害額) × 保険金額（ご契約金額） / 保険価額（時価額） 上記計算式により、保険金額（ご契約金額）が実際に保管されている現金等の額より低い場合の支払保険金はその割合に応じて減額されます（運送中は除きます。）。また保険金額（ご契約金額）が実際に保管されている現金等の額を超える場合、超過部分はお支払いできませんのでご注意ください。なお、お支払いする損害保険金は現金等に直接発生した損害に限ります。 ● 残存物取片づけ費用保険金：水災事故以外で損害保険金支払われる場合、損害保険金の10%を限度に実際にかかった費用をお支払いします。残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額（ご契約金額）を超過する場合にもお支払いします。 ● 権利保全費用：引受保険会社が保険金をお支払いするのと引換えに取得する第三者から損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類入手のために必要な費用をお支払いします。 ● 損害拡大防止費用：水災事故以外で保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで必要または有益であったものをお支払いします。保険金額（保険金額が時価額を上回る場合は時価額）から損害保険金の額を控除した残額を限度としてお支払いします。 ● 臨時費用保険金不担保特約条項が自動セットされるため、普通保険約款記載の臨時費用保険金はお支払いしません。 ● 保険金をお支払いした場合でも、損害発生後の保険金額（ご契約金額）は減額されません。

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

◀受託者賠償責任保険▶

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容
<p>受託者賠償責任保険（<u>利用者の預かり金に対する賠償責任</u>） 利用者からの預かり金を保管施設内で管理している間に損壊・紛失したり、盗取・詐取されたことにより、利用者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするのは、預り金の損壊・紛失・盗取・詐取が保険期間中に発生した場合に限ります。</p> <p>お支払保険金の種類</p> <p>被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ② 争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。) ③ 損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 ④ 緊急措置費用 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ⑤ 協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 <p>保険金のお支払い方法</p> <p>上記①の損害賠償金については支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ※支払限度額の範囲内であっても、その受託物自体の時価額が限度となりますので、ご注意ください。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、「支払限度額 ÷ ①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p>

⑦身元信用保険

お支払いする保険金およびお支払いする保険金の内容

補償の範囲

従事者(被保証人)が雇主である事業者(被保険者:補償を受けられる方)のために事務を処理するにあたり、または従事者の地位を利用して、窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為(以下「不誠実行為」といいます。)を保険期間中に行い、事業者(被保険者:補償を受けられる方)が所有する財産が不法に領得されたか、または利用者等の第三者所有の財産が不法に領得され事業者(被保険者:補償を受けられる方)が法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。なお、以下の方は従事者(被保証人)には含まれません。

- ①被保険者との雇用もしくはこれに準ずる一定の関係が消滅した者
- ②保険契約の締結時において、被保険者に対する不誠実行為歴がある者
- ③保険期間中に、被保険者に対する不誠実行為を発見された者
- ④事業者(被保険者:補償を受けられる方)の理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関である者

保険金をお支払いする損害

従事者(被保証人)が保険期間中に行った不誠実行為によって、事業者(被保険者:補償を受けられる方)が被る次のいずれかの損害に対して、保険金をお支払します。

1. 現金、有価証券、商品などの財産上の直接の積極的損害

事業者(被保険者:補償を受けられる方)の所有する財産が不法に領得されたことによって被るその財産についての損害。

2. 賠償責任に基づく損害

従事者(被保証人)の不誠実行為によって他人の現金、有価証券、商品などの財産に損害を与えたために、使用者たる事業者(被保険者:補償を受けられる方)がその財産についての法律上の損害賠償責任を負った場合の損害。

ただし、上記いずれの場合も不誠実行為が表面化したことによる信用失墜や休業損害などの間接的損害や逸失利益、慰謝料などの消極的損害は保険金のお支払いはできません。

お支払いする保険金および費用

① 保険金

損害の額は、損害が生じた地および時における不法に領得された財産(被害対象物)の価額(被害対象物を回収し、修理できる場合は、その被害対象物を損害発生直前の状態に復するために必要な額)によって定めます。ただし、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害については、被保険者が法律上の損害賠償責任を負う額を限度とします。

② 損害防止軽減費用

③ 権利保全費用

保険金のお支払い方法

1. 上記②と③については、保険会社が承認した必要かつ有益な費用に限り損害の額に含めます。①②③を合算して支払限度額を限度としてお支払します。保険金をお支払した場合、年間総支払限度額から支払保険金の額を引いた残額がそれ以降の年間総支払限度額となります。

2. 引受保険会社は、事業者(被保険者:補償を受けられる方)が従事者(被保証人)に対し給与、手数料、保証金その他債務を負っている場合は、次の計算式によって算出した金額を損害の額から控除します。

$$\text{損害の額から控除する額} = \frac{\text{被保険者が被保証人に対して負っている債務の額}}{\text{被保険者が被保証人に対して有する債権の総額}} \times \text{損害の額}$$

3. 事業者(被保険者:補償を受けられる方)が不誠実行為日以降に回収した金額は損害の額から差し引きますが、穴埋め行為によって入金された額は差し引かれません。

4. 穴埋め行為による損害の消滅や軽減が複数あり充当額が不明の場合は、直近の損害の額から順次充当されたものとみなします。(穴埋め行為とは既に行われた不誠実行為による損害を消滅・軽減させるために新たに行われた不誠実行為をいいます。)

保険金をお支払いする際のご注意事項

1. 不誠実行為が行われたことを知った場合は、次のご対応をお願いいたします。これらのご対応をいただけない場合、ご対応いただけなかったことにより生じた損害や拡大した損害については、保険金をお支払いできない場合がございます。

①不誠実行為の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容を引受保険会社に遅滞なく通知すること。

②損害の発生および拡大防止に努めること。

③他人(被保証人および身元保証人を含みます。)から損害の賠償をうけることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続きをすること。

④不誠実行為につき、遅滞なく所轄警察署に届け出ること。

⑤あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで被保証人と示談をしないこと。

⑥あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。

⑦損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を引受保険会社に通知すること。

2. 損害が客観的に証明できる帳簿等、引受保険会社が求める書類の提出が必要です。

3. 保険金をお支払いした場合は、不誠実行為を行った従事者(被保証人)などに対して引受保険会社が求償します。(身元保証人が立てられている場合には身元保証人に対する求償を行うこととなります)

4. 賠償責任に基づく損害の場合の留意点

①賠償事故にかかわる示談交渉は必ず引受保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者と示談を行う「示談代行サービス」はございません。

②先取特権

賠償責任に基づく損害の場合、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

5. 同一の事故で、賠償責任に基づく損害と被保険者ご自身が所有する財産の損害が発生している場合は、支払限度額から賠償責任に基づく損害に対する保険金の額を控除した残額の範囲内で、被保険者ご自身が所有する財産の損害に対して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

①在宅福祉サービス保険 従事者傷害保険金

保険金をお支払いしない主な場合

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
- 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
- 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
- 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
- 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
- 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
- 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
- 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等

①在宅福祉サービス保険 賠償責任保険

保険金をお支払いしない主な場合

- （共通）**
- 日本国外で発生した事故
 - 保険契約者・被保険者の故意
 - 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - 被保険者の使用人が、業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
 - 次の行為に起因する事故
 - a医療行為または医師もしくは歯科医師、看護師、保健師、助産師が行なうのでなければ人体に危害が生ずるおそれがある行為（法令により医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師以外の方が行うことを許されている場合を除きます）
 - b薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給
 - cはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師もしくは柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為 等
 - 戦争（宣戦の有無を問わない）、変乱、暴動、騒じょうもしくは労働争議、または地震、噴火、洪水、津波または高潮 等
- （対人・対物事故）**
- 初年度加入始期日（遡及日）より前に発生した事故
 - 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故で、その訴訟を提起した者に係る部分に起因する損害
 - 建物外部から内部への雨、雪等の浸入または吹込みによる財物の損壊に起因する損害
 - 航空機、自動車・原動機付自転車または施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます）もしくは動物の所有・使用・管理に起因する損害
 - 生産物が被保険者の占有を離れた後または仕事の終了後もしくは放棄の後に発生した、生産物や仕事の目的物のうち事故の原因となった作業が加えられた財物の損壊・使用不能に起因する損害
 - 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害 等
- （人格権侵害）**
- 初年度加入始期日（遡及日）より前に発生した事故
 - 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故で、その訴訟を提起した者に係る部分に起因する損害
 - 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行なわれた犯罪行為（過失犯を除きます）に起因する損害
 - 被保険者による採用・雇用または解雇に関して行なわれた不当行為に起因する損害
 - 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為に起因する損害
 - 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害 等
- （受託物・受託物である現金）**
- 初年度加入始期日（遡及日）より前に発生した事故
 - 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故で、その訴訟を提起した者に係る部分に起因する損害
 - 保険契約者、被保険者、その法定代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取、詐取
 - 証書、株券等の有価証券、貴金属、美術品等、自動車等、動植物等の生物、およびこれらに類する物等、この保険で受託物の対象にできない財物の損壊、紛失または盗取、詐取
 - 保険契約者、被保険者、被保険者の法定代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が受託物を私的な目的で使用している間に生じた損壊、紛失、盗取、詐取
 - 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の現象またはねずみ食いもしくは虫食い等に起因する損害 等
- （経済損失）**
- 保険契約者、被保険者または業務の補助者が法令に違反すること、または他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと推定される合理的な理由がある場合を含む）に起因する損害
 - 被保険者の使用人がその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行なった窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害
 - 特許権、著作権等の知的財産に関して法令により定められた権利または法律上保護される利益の侵害に起因する損害
 - 介護支援専門員が遂行すべき行為につき被保険者が介護支援専門員の資格を有さない者に遂行させた行為に起因する損害
 - 被保険者の支払停止、支払不能または債務超過に起因する損害
 - 被保険者が居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護予防サービス事業者または地域密着型介護予防サービス事業者として遂行した行為（介護保険法に基づき都道府県知事の指定を受けた事業者として遂行した行為かどうかを問いません。）に起因する損害
 - 他人の身体の障害または財物の損壊、紛失、盗取・詐取に起因する損害（業務遂行にあたり管理する、要介護・要支援認定等の所定の申請手続代行にかかる書類等の他人の書類には適用しません。）
 - 保険期間の始期日前に発生した事由により被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険契約締結時に知っていた場合（知っていたと推定される合理的な理由がある場合を含みます。）、その事由に起因する損害 等

保険金をお支払いしない主な場合

②借用不動産賠償責任保険

保険金をお支払いしない主な場合

- 借用不動産の修理、改造、取壊し等の工事による損害
 - 借用不動産の瑕疵による損害
 - 借用不動産の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化、汚損、破損、自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、変質その他類似的現象またはねずみ食いもしくは虫食い等による損害
 - 被保険者が借用不動産を賃主に引き渡した後に発見された損壊に起因する賠償責任
 - 被保険者の親会社、子会社または関連会社に対する賠償責任
- 等

③サービス従事者感染症補償保険

保険金をお支払いしない主な場合

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
 - ②サービス従事者または見舞金等を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - ③サービス従事者の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為（過失犯を除きます。）または闘争行為
 - ④約定に基づく見舞金の支払いの不履行による損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ⑤サービス従事者による自動車等の無免許運転中、酒気帯び運転中、麻薬やシンナー等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態での運転中等に生じた事由による損害
 - ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑧核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑩初年度契約締結以前に感染していた感染症
 - ⑪入院または通院見舞金の給付を受けられる期間中に新たに発症した別の感染症
 - ⑫感染症発症日からその日を含めて1,000日を経過した後の期間における入院または通院
- 等

④サービス利用者傷害見舞金保険

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者や被保険者または見舞金受取人の故意・重過失
 - サービス利用者の故意・重過失・自殺行為・犯罪行為（過失犯を除きます。）・闘争行為
 - サービス利用者の無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事由
 - 医学的他覚所見による裏付のない頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状（入院見舞金費用・通院見舞金費用の場合）
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 核燃料物質等の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 等

⑤サービス利用者傷害保険

保険金をお支払いしない主な場合

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
 - 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
 - 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
 - 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
 - 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
 - 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
 - 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
 - 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
 - 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
 - むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
 - ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
 - オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
- 等

⑥送迎中自動車傷害保険

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、搭乗者（被保険者）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
 - けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
 - 無免許運転、麻薬等を使用するの運転、酒気帯び運転をしている間に生じたケガ
 - 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
 - むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
 - 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます）によるケガ
 - 戦争、内乱、暴動などによるケガ（条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。）
 - 核燃料物質の有害な特性などによるケガ
 - ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ
 - 極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ
 - 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ
- 等

⑦事業者向け現金等総合補償保険

◀動産総合保険（現金・小切手・その他有価証券等条項付帯）▶

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失、または法令違反によって生じた損害
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
 - 核燃料物質やこれに汚染された物の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
 - 置き忘れまたは紛失、万引きによる損害
 - 自然の消耗または劣化、性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
 - 差し押さえ、収用・没収・破壊など国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害（消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。）
 - 詐欺・横領によって生じた損害
 - 使用人等の不正行為によって生じた損害
 - 現金の受渡しの誤り、勘定違い等による不足損害
 - 加入依頼書記載の施設建物内に保管中、営業時間外に施錠された金庫（耐火定置式のもの。手提げ金庫等可動式のものを除きます）内に収容されていなかったときに現金に生じた損害
 - 自動車等に保険の対象を放置したまま自動車等から離れた間に発生した窃盗・強盗（いずれも未遂を含みます）によって生じた盗取、損傷、汚損の損害
- 等

◀受託者賠償責任保険▶

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者・被保険者の故意
 - 戦争・暴動・変乱・労働争議・騒じょう
 - 地震・噴火・津波・洪水または高潮
 - 被保険者、その法定代理人または使用人等が行い、または加担した盗取・詐欺
 - 自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象またはねずみ食いもしくは虫食い等の現象
 - 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水やスプリンクラーからの内容物の漏出もしくははいつ出
 - 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
 - 受託物が寄託者に引き渡された後に発見された損壊、紛失、盗取または詐欺
- 等

⑦身元信用保険

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者またはこれらの法定代理人の故意または重大な過失による損害
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動の際の秩序の混乱または労働争議に乗じた不誠実行為による損害
 - 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故の際の秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、洪水、高潮または台風の際の秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害
 - 被保険者が法令に違反した行為によって取得した財産の領得によって生じた損害
 - 穴うめ行為による損害
- ※穴うめ行為とは、すでに行われた不誠実行為（保険始期が始まる前に行われた不誠実行為を含みます。）による損害を消滅または軽減させるために新たに行われた不誠実行為をいいます。
- 保険契約の失効・解除または保険期間満了後1年を経過した後に発見された不誠実行為による損害
 - 保険契約締結の時に保険契約者または被保険者が、すでに発生していることを知っていた不誠実行為または、その準備行為が行われていることを知っていた不誠実行為による損害
 - 不誠実行為を行った被保証人を特定できない損害
 - 被害対象物が金銭、金券、切手、印紙もしくは証紙または在庫商品、製品、原材料、副資材等の棚卸資産である場合において、その損害額を帳簿その他の証憑類で立証できない損害
- 等

保険金をお支払いしない主な場合

事故発生から保険金お支払いまでの流れ

はじめに

賠償責任保険事故につきまして、一般的な手順をご説明いたします。

事故内容により手順が変わることもありますので、詳しくは事故報告時に担当者よりご案内いたします。

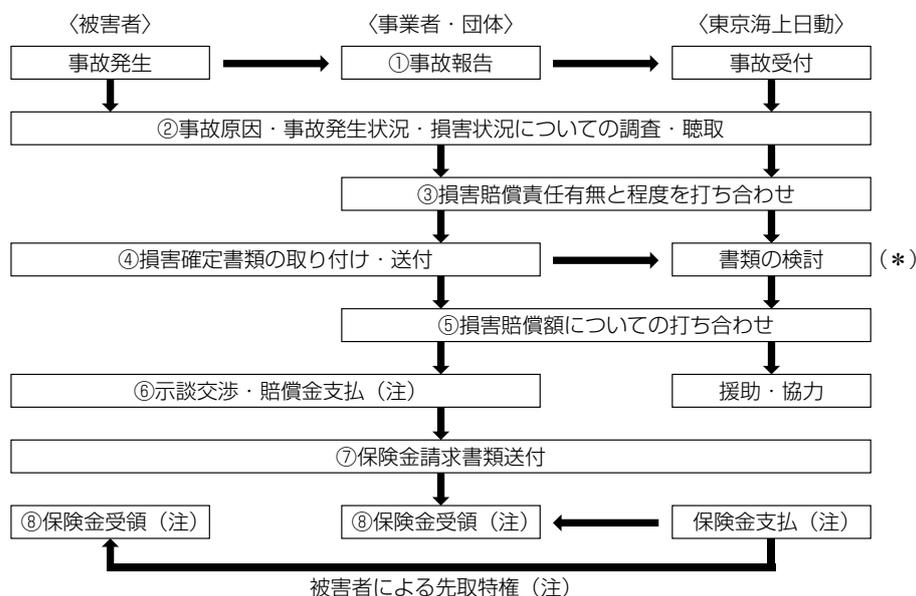
- ◆賠償責任保険事故が発生した時には、被害者の方との間で賠償金の額を決めたり、事業者様単独で賠償責任の有無を判断することなく、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。賠償責任が発生するかどうか判断がつかないような場合も同様です。

(引受保険会社の同意を得ないで賠償責任を承認なさいますと保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。)

本保険では引受保険会社は被害者の方と直接の示談交渉はできませんが、解決に向けて協力、援助をさせていただきますので、遠慮なくご相談ください。

- ◆なお、賠償責任保険で対象とならない傷害の場合は、見舞金でのご対応可能な場合もありますので、事故報告時にご相談下さい。(サービス利用者傷害見舞金保険ご加入の場合)

ご請求手続きの流れ



* 事故状況によりお取り付けいただく書類は異なることがあります。詳しくは担当者よりご案内いたします。

(注) 責任保険(身元信用保険については賠償責任に基づく損害の場合)において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

①事故報告

次ページの事故報告用紙にご記入の上、**加入者証**とともに下記へFAXにてご連絡ください。

送付いただきました事故報告を確認の上、引受保険会社担当者から折り返しご連絡いたします。

FAX番号：03-3515-7504

東京海上日動火災保険株式会社

本店損害サービス第一部 企業・火災新種損害サービス第一課 東社協担当

- ②事故原因・事故発生状況・損害状況について調査・聴取
 - ・責任割合の検討
 - ご連絡いただきました事故内容から事業者様と被害者の方の責任負担割合を検討いたします。
 - 必要に応じ、事故現場や事業者様のもとに調査員が参ります。
- ③損害賠償責任有無と程度を打ち合わせ
 - 責任有無及び責任割合についての打ち合わせとなります。
- ④損害確定書類の取り付け・送付
 - 被害者の方に発生した損害の算定に必要な書類をお取り付けいただきます。事故状況によりお取り付けいただく書類は異なりますので、担当者よりご案内いたします。
- ⑤損害賠償額についての打ち合わせ
 - お取り付けいただきました損害確定書類の内容の検討を行い、示談案をご連絡いたします。
 - (示談案については以下の方法で検討いたします)
 - ・損害額の算定
 - 被害者の方に発生した損害を金額に換算いたします。(必要に応じ、同意書をもとに医療調査を行います。)
 - ・金額の確定
 - 「(被害者の方に発生した損害の額) × (事業者様の責任負担割合)」が、事業者様にお支払いできる損害賠償保険金の限度額となります。(ただし、支払限度額が上限となります。)
- ⑥示談交渉
 - 被害者宛に賠償金額の提示をしていただきます。
 - 引受保険会社ご連絡の金額での示談が出来ない場合は引受保険会社担当者までご連絡ください。
- ⑦保険金請求書類送付
 - 被害者の方と示談が成立し、示談書のお取り付けおよび賠償金の支払が完了しましたら、保険金請求書と共にご送付下さい。なお、保険金請求の際にご提出いただく書類は担当者よりご案内いたします。
- ⑧保険金受領
 - ご送付いただきました保険金請求書に基づき、ご指定口座へ保険金をお支払いいたします。

もし事故が起きたときは

<居宅介護事業者賠償責任保険・受託者賠償責任保険>

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。また、居宅事業者賠償責任保険については、ご通知いただいた「損害賠償請求の原因となり得る事由」に起因して保険期間終了後5年以内に損害賠償請求がなされた場合には、この保険契約の保険期間の末日に請求がなされたものとみなします(末日まで保険が有効であった場合において、この保険契約での補償対象となります)。

保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

<約定履行費用保険>

この保険で補償される偶然な事由が発生した場合は、遅滞なく必要事項を取扱代理店または引受保険会社にご通知のうえ、保険金請求のお手続きをお取りください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

<動産総合保険>

損害が生じたことを知った場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。現金盗難の事故、または小切手・郵便切手・印紙に関して保険金をお支払いすべき事故が発生した場合は遅滞なく警察署、消防署、郵便局等に届け出いただき、事故および損害に関する証明書の発行を請求できる場合には、その証明書を取付けてください。小切手等の支払停止依頼、公示催告の申し立て等権利保全のための措置をとっていただきます。小切手・郵便切手・印紙の事故についてこれらの措置を行わなかった場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。なお、支払停止依頼、公示催告に要した費用については損害の拡大防止または軽減のために要した費用として引受保険会社がお支払いします。

保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

<身元信用保険>

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知の上、保険金請求のお手続きをお取りください。

保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

<送迎中自動車傷害保険>

- ①事故の通知：事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ③ケガを被ったときすでに存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

お事故発生から保険金お支払いまでの流れ

取扱代理店である東京福祉企画は、保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行なっております。したがって、東京福祉企画との間で締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

この保険は、以下の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行ないます。各引受保険会社は募集期間終了後に決定される引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。引受割合については、東京都社会福祉協議会にてご確認ください。

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）担当課 公務第1部東京公務課 TEL 03-3515-4126

三井住友海上火災保険株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

—ご加入にあたってのご注意—

被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

①<告知義務>（ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務等）

（交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険）

- 加入依頼書に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。

ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社の代理店には告知受領権があります）。この保険の告知事項は、以下の事項になります。（詳細は加入依頼書等をご確認ください）。

- 他の保険契約等（※）を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます）

※「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。

なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

- 加入される方（団体の構成員）の氏名（ふりがな）についても併せてご確認くださいませようお願いいたします。

②死亡保険金受取人の指定：死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。また、同意のないままにご加入された場合にはご加入が無効となります。死亡保険金の受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。

③継続してご加入いただく場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。

ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または弊社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は平成29年4月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

④ご契約内容および事故報告内容の確認について：損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までご照会ください。

<告知義務>

（居宅介護事業者賠償責任保険、約定履行費用保険、動産総合保険、身元信用保険、受託者賠償責任保険）

加入依頼書に★または☆が付されている事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

—ご加入後の注意—

①ご加入内容の確認・保管：加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようお願いいたします。また、加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容が分かるものを保管していただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

②<通知義務>（ご加入後に契約内容のうち重要な事項に変更が生じた場合に代理店または引受保険会社に連絡していただく義務）

（居宅介護事業者賠償責任保険、受託者賠償責任保険、動産総合保険）ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社に連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

（約定履行費用保険、身元信用保険）ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

③ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には、変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースもありますので、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

<死亡保険金受取人の指定>

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。

<他の保険契約等がある場合>

(居宅介護事業者賠償責任保険、約定履行費用保険、動産総合保険、身元信用保険、受託者賠償責任保険)

この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払します。

<加入者証>

ご加入後、1か月を経過しても加入者証が届かなかった場合は、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

<示談代行サービスは行いません>

この賠償責任保険および身元信用保険の賠償責任に基づく損害には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行なう「示談交渉サービス」はございません。従いまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基き、被保険者である事業者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、予めご承知置きください。なお、引受保険会社の同意を得ないで、示談締結をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

<保険会社が経営破たんした場合等の取扱いについて>

引受保険会社が経営破たんした場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破たんし、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)までが補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

また、傷害保険については、保険契約者が個人等であると否にかかわらず、「損害保険契約者保護機構」の補償対象になり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

<居宅介護事業者賠償責任保険、約定履行費用保険、受託者賠償責任保険、動産総合保険、身元信用保険についてのご注意>

①重大事由による解除について

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

②そんぽADRセンターについてのご案内

居宅介護事業者賠償責任保険、約定履行費用保険、受託者賠償責任保険、動産総合保険、身元信用保険についても、重要事項説明書に記載のご案内をご確認ください。

<団体契約について>

この保険契約は、東京都社会福祉協議会を保険契約者、東京都社会福祉協議会会員および関連団体等を被保険者とする居宅介護事業者賠償責任保険、約定履行費用保険、総合生活保険(傷害補償)、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険、動産総合保険、身元信用保険、受託者賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利・保険契約を解約する権利等は、原則として東京都社会福祉協議会が有します。なお、本保険契約につき、ご不明な点がございましたら、取扱代理店にお問い合わせください。

このパンフレットは、在宅福祉サービス事業者・団体の業務に関する複数の保険を組み合わせたもの(居宅介護事業者賠償責任保険、総合生活保険(傷害補償)、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険、約定履行費用保険、動産総合保険、身元信用保険、受託者賠償責任保険)の概要をご説明したものです。傷害保険ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、本保険の契約者である東京都社会福祉協議会にお渡ししている保険約款によりませんが、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

個人情報に関するご案内

保険契約者である社会福祉法人東京都社会福祉協議会は引受保険会社に在宅福祉サービス総合保険の加入依頼書に関する個人情報を提供します。

保険契約者 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

契約内容に変更が生じた場合

事業所の住所・連絡先変更等の基本情報の変更および脱退については、以下の加入内容変更依頼書でご連絡願います。

東京都社会福祉協議会 団体保険制度 加入内容変更依頼書

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 御中

1. 変更の対象となる制度

在宅福祉サービス総合保険

施設住所	(〒 -)	施設名	
法人名・団体名		TEL	
施設長名 (法人・団体代表者でも可)	印	FAX	

2. 下記のとおり、加入内容の変更を通知します。

変更事項	変更内容	
	変更依頼日	平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 住所・連絡先変更	変更内容を具体的に記載してください。	
<input type="checkbox"/> 施設長名の変更		
<input type="checkbox"/> 施設名の変更		
<input type="checkbox"/> 脱退		
<input type="checkbox"/> その他の変更		

3. 脱退・保険料返戻の場合は、以下口座記入欄に振込先口座をご記入ください。

金融機関	フリガナ	銀行 信金 農協 信託 信組 労金	フリガナ	本店 支店
口座種類	普通 当座	口座番号		
口座名義	フリガナ			

上記変更内容について承認します。

代 使 理 用 店 欄	変 更 受 付 日	平 成 年 月 日	部 店 ・ 担 当 店	公 務 1 ・ 東 京 公 務 課 (1333)	受 付 印
			取 扱 代 理 店	東 京 福 祉 企 画 (0529)	

東京都社会
福祉協議会

(印)

認印なきもの無効

*本紙は加入依頼書とともに保管ください。

契約内容に変更が生じた場合

東京都社会福祉協議会がご提供する団体保険制度の一覧表

以下の一覧表は団体保険制度の概要を示したものとなります。制度の詳細については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

NO.	保 険 名	保険期間	募集時期	中途加入	保 険 概 要
1	ボランティア保険	毎年4月1日～ (1年間)	随時	随時	ボランティア活動中の傷害リスクおよび賠償責任リスクを補償する制度。
2	行 事 保 険	毎年4月1日～ (1年間)	随時	随時	福祉活動やボランティア活動または、市民活動の一環として、非営利団体が主催する行事参加中の傷害リスクおよび賠償責任リスクを補償する制度。
3	情報漏えい保険	毎年4月1日～ (1年間)	2月頃	○	個人情報が入りこみした場合の賠償責任および各種負担する費用を補償する制度。
4	社 協 の 保 険	毎年4月1日～ (1年間)	2月頃	○	社協が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
5	在 宅 福 祉 サ ー ビ ス 総 合 保 険	毎年4月1日～ (1年間)	2月頃	○	在宅福祉サービスを提供する事業者が業務の遂行に起因して被った法律上の賠償責任を補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
6	労 災 上 乗 せ 保 険	毎年7月1日～ (1年間)	5月頃	○	職員・従事者が業務上または、通勤途上の災害によって身体に障害を被った場合に、その職員・従事者本人やその家族が災害補償規定に基づき補償をする制度。
7	常勤役員・非常勤役員災害補償保険	毎年7月1日～ (1年間)	5月頃	○	常勤・非常勤役員が業務従事中・通勤途上などに偶発的な事故でケガをした際の傷害リスクを補償する制度です。常勤役員は、業務従事中、従事外を問わず補償します。(24時間補償)
8	役員賠償責任保険	毎年7月1日～ (1年間)	5月頃	○	役員のパフォーマンスリスクを補償する制度です。
9	社会貢献型後見人に関わる損害保険	毎年8月1日～ (1年間)	6月頃	○	社会貢献型後見人が社会貢献型後見人の業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
10	地域福祉権利擁護事業保険	毎年10月1日～ (1年間)	8月頃	○	地域福祉権利擁護事業を行う生活支援員が被る賠償責任リスクを補償する制度です。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
11	介 護 事 業 者 総 合 保 険	毎年10月1日～ (1年間)	8月頃	○	介護事業者が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
12	社 会 福 祉 施 設 損 害 保 険	毎年10月1日～ (1年間)	8月頃	○	社会福祉施設が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。

【お問合せ先】 取扱代理店：**東京福祉企画（東京都社会福祉協議会指定代理店）**

TEL：03-3268-0910

FAX：03-3268-8832

HP：http://www.tokyo-fk.com

× 毛

本保険に関するお問い合わせ先

● 取扱代理店

有限会社 東京福祉企画

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-2 研究社英語センタービル3階

TEL 03(3268)0910 FAX 03(3268)8832

ホームページアドレス <http://www.tokyo-fk.com>

● 団体契約者

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

(団体窓口) 福祉部 経営支援担当

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1

TEL 03(3268)7232 FAX 03(3268)2148

この他にも、社会福祉事業やボランティア活動を総合的にフォローアップするために、各種保険を取り揃えております。
各窓口へお問い合わせください。

● 引受保険会社(幹事)

東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 公務第一部 東京公務課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 (ラ・メール三番町10F)

TEL 03(3515)4126 FAX 03(3515)4127

● 事故に関するお問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

本店損害サービス第一部 企業・火災新種損害サービス第一課 東社協担当

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 (ラ・メール三番町5F)

TEL 03(3515)7503 FAX 03(3515)7504

《事故の際のご連絡方法について》

事故のご連絡の際は、事故報告用紙(P.23)と加入者証を、上記、東京海上日動火災保険(株)本店損害サービス第一部 企業・火災新種損害サービス第一課までFAXください。

ご送付いただきました事故報告用紙と加入者証を確認の上、保険会社担当者から折り返しご連絡いたします。

《保険料お振り込み先》

*同封の振込用紙にて以下のいずれかの口座へ3月17日(金)までにお振り込み下さい。

【ゆうちょ銀行】 ゆうちょ銀行から振り込む場合

口座番号 00100-4-661713

(福)東京都社会福祉協議会 在宅福祉サービス総合保険係

・ゆうちょ銀行以外の金融機関より振り込む場合

ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキュウ)店 当座 0661713

(福)東京都社会福祉協議会 在宅福祉サービス総合保険係

【銀行】 みずほ銀行 飯田橋支店(普)1454127

(福)東京都社会福祉協議会 在宅福祉サービス総合保険行政口

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社(幹事)

三井住友海上火災保険株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社